川崎市環境教育・学習基本方針の改正について

1 基本方針の目的

・人と環境との相互作用などを学び、環境への負荷の少ない行動様式を身に付け、主体的に行動できる人材を 育成

2 これまでの取組状況

- ●平成7年11月:環境教育等を推進するためのガイドラインとして川崎市環境教育・学習基本方針を策定
- ●平成18年3月:基本方針を改訂

これに基づき、関係部局において各種環境教育等事業を着実に推進

主 な 事 業 内容

【普及啓発事業の充実】・自然観察教室の実施、・環境出前講座の実施など

【学習教材の作成・配布】・小・中学生向け環境副読本作成、・幼児向け環境教育事例集作成など

【環境教育・学習の機会の充実】·体験の機会の場の認定制度など

【人材育成】・地域環境リーダー育成講座開催、・エコ・フェスタかわさき開催など

● 市による年間実施事業数: 120 事業 延べ参加数:約 368,000 人(平成 26 年度)

3 推進に向けた主な課題

(1) 様々な主体との協働・連携の強化

●様々な主体による環境教育・学習の取組を一過性に終わらせることなく、持続可能な社会づくりを進めて いくために、地域で協働・連携しながら取組を進めていくこと

(2) 複雑化している環境問題への対処

●低炭素社会、生物多様性保全、循環型社会の形成などの社会・経済などと深く結びついている複雑化し た環境問題への対処として、様々な場における効果的な環境教育・学習の実施を通じて一人ひとりが自ら 環境への配慮活動に取り組む人材の育成を図ること

(3) 育成した人材の効果的な活用

●地域のコーディネート役となる人材の育成と、活用の機会の充実を図ること

4 国の環境教育・学習に向けての動き

環境教育等促進法の改正(平成 23 年)、改正法に基づく基本的な方針の改正(平成 24 年)

«改正の主なポイント»・協働取組の在り方について新たに規定 等

5 改正の方向性

■市内の環境教育・学習の推進に向けた課題や、環境関連の情勢に対応しながら、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、取組を持続的に発展させる基本方針へと改正します。

6 新たな基本方針

国の作成した基本的な方針の内容や、市の新たな総合計画との整合を図りながら、**環境教育・学習の各種の取組の方向性として、「つながる**」、「**伝える**」、「**活かす**」 という3つの分かりやすい基本的な体系に整理することで、分野横断的な取組を総合的に推進し、環境配慮の意識の向上と、協働・連携して環境保全に取り組む社会づくり を目指します。

基本的な方向性Ⅰ 協働取組の推進【つながる】

市民、事業者、行政が相互に協働・連携して、環 境教育・学習に地域全体で取り組む

取組内容

- (1) 川崎の地域資源を活用したつながり
- (2) 環境教育・学習に関する協働への支援

基本的な方向性Ⅱ

環境教育・学習を地域で実践【伝える】

家庭や職場、学校等の様々な場で環境教育・学習を 実施し、自ら環境配慮に取り組んでいく人材を育 て、地域における行動を促す

- 取組内容 (1) 関心を引きつけて参加を促す取組
 - (2) 成長過程に応じた取組
 - (3) 自発的な意思を尊重した取組
 - (4) 効果的な情報発信

施策の進行管理:年度ごとの事業報告をとりまとめ、進捗状況を確認しながら課題等を把握し、取組の着実な推進を図ります。

基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用【活かす】

環境教育の持続的な発展に向けて、地域環境リー ダー等の人材育成や環境教育・学習の活動の場の 充実により、地域の活動をさらに促進

- 取組内容 (1) コーディネーターやファシリテーターの育 成とその活用
 - (2) 環境教育・学習に係る拠点・施設の充実